

# 緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会開催要綱

(開催)

第1条 緊急消防援助隊の活動を支える広域活動拠点について、航空機による人員・資機材の投入をも想定しつつ、既存の資源の活用を含めた具体的な整備の内容等を調査検討し、各都道府県の受援計画の見直しに資するため、緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 検討会は、消防防災に関する知識又は経験を有する者又は関係行政機関の職員のうちから消防庁長官が委嘱する委員をもって構成する。

(座長)

第3条 検討会に、委員の互選により、座長1人を置く。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長をもって充てる。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 会議は、原則公開・公表とする。ただし、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。